

鳥取市新事業展開支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新事業展開支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している中、既存事業にとどまらない新規分野への進出や新たな販路開拓を積極的に行い、ウィズコロナ及びアフターコロナにおける事業継続や自律的な成長を図る取組を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社若しくは個人事業主又は同条第5項第8号に規定する者をいう。
- (2) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。
- (3) 認定経営革新等支援機関 強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業であって、認定経営革新等支援機関と策定した計画に基づく事業であること。ただし、本補助金以外の補助金（これに相当する給付金を含む。）の交付を受ける事業を除く。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす別表第1の第2欄に掲げるものとする。

- (1) 本市に主たる事業所を有する者であること。
- (2) 市税等を滞納していない又は市税等の未納部分の徴収猶予許可を受けている者であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 本補助金の申請前直近1年間のうち、任意の3月の売上高の合計が、平成31年1月以降の期間におけるいずれかの同3月の売上高の合計と比較して10%以上減少している者であること。

イ 本補助金の申請前直近1年間のうち、任意の3月の売上総利益（粗利）の合計が、前年同期比で10%以上減少している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。

- (1) 過去に鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱（令和3年3月11日施行）又は本要

綱の適用を受け、補助金の交付を受けた者

- (2) 自己又は自社の役員等が鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 補助対象事業の実施により関係法令に抵触する者
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業を行う者
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表第2に掲げる経費（ただし、消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

- 2 補助対象経費は、交付決定の日以後に着手し、支出したものに限る。

（補助金の算定等）

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を限度額とする。

- 2 補助対象経費が別表第1第5欄に掲げる額未満となる場合は、本補助金の対象としない。

（交付申請）

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業概要書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (5) 直近2期の決算書の写し
- (6) 売上高の比較対象となる月の売上高実績が確認できる書類（売上総利益（粗利）で比較する場合は、当該期間の売上総利益（粗利）が確認できる資料）
- (7) 対象経費に係る見積書又は金額がわかる資料（原材料費は不要とする）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 交付目的の達成に支障が生じる恐れのある事業計画の大幅な変更

（着手届を要しない場合）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、

同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 事業実績がわかる書類、図面、写真等
- (4) 支払に係る証憑書類等の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(事業状況報告)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、前条第1項による報告の日から1年を経過した日から30日以内に鳥取市新事業展開支援事業に係る事業状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該年数が5年に満たない財産にあつては5年とし、同令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間とする。)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助率	4 限度額	5 最低事業費
<p>新型コロナウイルス感染症による環境の変化に対応し、事業継続や自律的な成長を図る次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規事業分野への進出 (2) 販路獲得のための新規手法の導入 (3) 新商品・サービスの開発 (4) その他市長が特に必要と認めたもの 	<p>認定経営革新等支援機関と策定した事業計画を実施する中小企業者</p>	<p>2 / 3</p>	<p>150 万円</p>	<p>20 万円</p>

別表第2（第6条関係）
補助対象経費

科目	摘要
マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査及びマーケティング戦略（製品、価格、流通及びプロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
機械器具費	開発過程における試作に必要な機械器具又は消耗品の購入又は借用に要する経費
原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費 ※開発研究等に要するもののみ（販売するもの及びその原材料は対象外）
技術指導費	外部専門家からの技術指導及び新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
受講・講師料	研修の受講又は研修の対価として講師に支払われる経費
会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
保険料	展示品等への保険に要する経費
通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂又は広告掲載に要する経費
旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	事業計画の実施に必要な建物及び設備（機械装置、工具器具、備品及びシステム）の市内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他の費用	その他事業の継続又は持続的発展に要する費用で、市長が必要と認める経費

※人件費は対象外とする。

※事業実施にあたり付随的に支出する消耗品費は対象外とする。